

西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）の木造の住宅で、居室を有するもの（持家、貸家を問わない。）
- (2) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (3) 耐震診断 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に基づき、西尾市が実施する耐震診断
- (4) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値
- (5) 階の判定値 判定値のうち、当該階の上部構造評点の最小値
- (6) 耐震改修工事 別表第1に定める地震に対して安全な構造とする改修工事（増築を伴うものを含む。）
- (7) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を2回に分けて行う改修工事
- (8) 耐震シェルター整備工事 地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的として、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する装置を整備する工事で、「愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱」において、知事の認めるもの
- (9) 小規模改修工事 別表第2に定める地震に対する安全性の向上を目的とする改修工事
- (10) 住宅除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として、木造住宅を除却する工事
- (11) 耐震改修工事等 第6号から前号に定める工事の総称
- (12) 高齢者 申請年の年度末時点で満65歳以上である者
- (13) 障害者 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害

者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、耐震診断を実施した旧基準の木造住宅の耐震改修工事等を行う場合（申請者が所有者である場合又は所有者の同意が得られている場合に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(1) 耐震改修補助

耐震診断において、判定値が1.0未満と診断された旧基準の木造住宅について、判定値を1.0以上かつ耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修工事（段階的耐震改修補助を除く。）

(2) 段階的耐震改修補助

次のいずれかに該当する段階的耐震改修工事

ア 一段目耐震改修工事 耐震診断において、判定値が0.4以下と診断された旧基準の木造住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とするもの又は各階の判定値が1.0未満と診断された旧基準の木造住宅について、2階建ての1階の判定値を1.0以上とするもの

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事の補助金の交付を受けた木造住宅について、判定値を1.0以上とするもの

(3) 耐震シェルター整備補助

耐震診断において、判定値が0.7未満と診断された旧基準の木造住宅の耐震シェルター整備工事

(4) 小規模改修補助

耐震診断において、判定値が0.7未満と診断された旧基準の木造住宅について、耐震性能が向上する小規模改修工事

(5) 住宅除却補助

耐震診断において、判定値が0.7未満と診断された旧基準の木造住宅について、1棟全てを除却する住宅除却工事（延べ面積が30平方メートル以上のものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年

政令第338号)第1条第1号に規定する1の敷地内で、1回限りとする。ただし、段階的耐震改修補助を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額及び対象となる経費は、別表第3のとおりとし、交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請及び決定)

第5条 申請者は、耐震改修工事等に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1)に別表第4に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は条件を付することができる。

(計画の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金交付変更申請書(様式第3)に別表第4に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事等の施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定変更通知書(様式第4)により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第7条 申請者は、耐震改修工事等を中止しようとする場合は、速やかに事業中止届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第8条 申請者は、耐震改修工事等で補強箇所が隠ぺい等により完了時に目視確認できない部分がある場合、当該補強箇所の工事工程を事前に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは検査を行うことができる。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、耐震改修工事等が完了したときは、補助事業完了実績報告書(様式第6)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、住宅除却補助については第1号から第3号までの書類とする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 耐震改修工事等の写真
- (3) 請求書又は領収書の写し(工事請負契約業者の発行したものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、耐震改修工事等の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日(耐震シェルター整備補助、小規模改修補助及び住宅除却補助については、3月末日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適正と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第9条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理及び保管)

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置)

2 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日の前日までに編入前の一色町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱、吉良町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は幡豆町民間木造住宅耐震改修費補助事業補助金交付要綱に規定する一色町、吉良町又は幡豆町が実施した無料耐震診断は、第2条第2号に規定する無料耐震診断とみなし、一色町、吉良町又は幡豆町にて補助金の交付を受けたものは、第3条に掲げるこの要綱の補助金の交付を受けたことがあるものとみなす。

(検討)

3 市長は、平成32年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日に第5条第2項の交付決定をうけて、耐震改修が未完了のものについて適用し、同日前に完了したもの

については、なお従前の例による。この場合の、補助金の額の変更手続きについては、第6条に準じる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

目的	工事種別		
	耐震改修工事	設計監理	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第3条関係）

	小規模改修の種類
1	居間、寝室等一日のうち、主に長い時間を過ごす部屋を補強する改修
2	屋根を重い材料（瓦葺等）から軽い材料（スレート、金属板葺等）とする改修

3	壁を補強する改修
4	柱、梁での結合部の剛性を上げる金物補強をする改修
5	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める改修

別表第3（第4条関係）

補助の種別	補助対象経費	補助金の交付額
耐震改修補助	耐震改修工事に要する費用（耐震改修に係る設計監理費を含む）	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第5号の額を差し引いた額を補助金の交付額とする。 (1) 耐震改修工事費の23%の額に30万円を加算した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、耐震改修工事費又は110万円のいずれか少ない額を限度とする。） (2) 設計監理費の3分の2の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、10万円を限度とする。） (3) 附帯工事費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、第1号の額と合計して110万円を限度とする。） (4) 120万円から第1号から前号までの合計額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、対象経費が120万円を下回る場合は、当該経費の額を限度とする。） (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
段階的耐震改修補助	段階的耐震改修工事に要する費用（耐震改修に係る設計費及び監理費を含む）	1 一段目耐震改修工事 次に掲げる額の合計額 (1) 耐震改修工事費の23%の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、耐震改修工事費又は50万円のいずれか低い金額を限度とする。） (2) 設計監理費の3分の2の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、10万円を限度とする。） (3) 60万円から第1号から前号までの合計額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、対象経費が60万円を下回る場合は、当該経費の額を限度とする。） 2 二段目耐震改修工事 前項に掲げる合計額を助成

		額とし、助成額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額を補助金の交付額とする。
耐震シェルター整備補助	耐震シェルター整備工事に要する費用（附帯工事費を含む。）	補助対象経費の3分の2の額（60万円を限度とする。）
小規模改修補助	小規模改修工事に要する費用（附帯工事費を含む。）	補助対象経費の2分の1の額（15万円を限度とする。）
住宅除却補助	住宅除却工事に要する費用	補助対象経費の額（20万円を限度とする。）

別表第4（第5条、第6条関係）

必 要 書 類	耐震改修工事	段階的耐震改修工事	耐震シェルター整備工事	小規模改修工事	住宅除却工事
木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第3号による耐震診断に限る。）	○	○	○	○	○
概要書（様式第8）	●	●	●	●	●
補助金算定書（任意様式）	●	●	●	-	-
案内図	○	○	○	○	○
平面図	●	●	●	●	-
耐震改修工事等計画図その他補強方法を示す図書	●	●	●	●	-
耐震改修工事等後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）	●	●	-	-	-
見積書（耐震補強工事費、設計監理費、附帯工事費及びその他工事費を分けたもの） ※1	●	●	-	-	-
見積書（補助対象部分とその他の部分を分けたもの） ※1	-	-	●	●	●

工事場所の写真	○	○	-	○	○
整備工事前の写真	-	-	○	-	-
市税の納税証明書（完納証明書用）	○	○	○	○	○
その他市長が必要と認める書類	●	●	●	●	●

○：補助金交付申請書に必要

●：補助金交付申請書及び補助金交付変更申請書に必要

-：不要

※1 施工業者又は建築士の記名及び押印のあるものに限る。